

○厚岸町地域おこし協力隊設置規則

平成28年 3 月31日

規則第15号

改正 平成28年12月30日規則第56号

平成31年 3 月29日規則第16号

令和 2 年 3 月26日規則第14号

令和 4 年 3 月31日規則第20号

令和 5 年 9 月29日規則第56号

(設置)

第1条 都市地域からの人材を積極的に誘致し、地域力の維持・強化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年 3 月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、厚岸町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 農林水産業等の産業の振興に関する活動
- (2) 地域資源（観光・特産品）の活用及び振興に関する活動
- (3) 地域の行事及び活性化に関する活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) 地域間交流及び移住・定住促進に関する活動
- (6) 地域の課題やニーズの解決に向けた活動
- (7) その他、地域力の維持・強化に資するもので町長が必要と認める活動

(隊員の身分)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）とする。

(隊員の任用)

第4条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件を満たす者のうちから町長が任用する。

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者

- (2) 心身ともに健康な状態で、誠実に活動ができる者
- (3) 普通自動車運転免許を有している者
- (4) 本町に1年以上居住する予定の者
- (5) 地域に溶け込む意思があり、地域の活性化に熱意を有し、積極的に活動できる者
- (6) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする条件不利地域（過疎、山村、離島、半島等の地域である市町村をいう。）でない都市地域等から本町へ移し、住民票を異動させた者。ただし、任用を受ける前に本町に定住又は定着している者（既に住民票の異動が行われている者等をいう。）については、原則として含まない。

2 前項に定めるもののほか、隊員の任用については、厚岸町会計年度任用職員に関する規則（令和2年厚岸町規則第6号）の定めるところによる。

（隊員の任期）

第5条 隊員の任期は、1年以内とし、直近の人事評価の結果に基づき最長3年まで延長できる。ただし、初年度の任期については当該年度末までとする。

2 前項の規定により任期を延長する場合は、1年ごとに延長するものとする。

（隊員の報酬及び費用弁償）

第6条 隊員の報酬及び費用弁償は、厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年厚岸町条例第44号）の定めるところによる。

（隊員への経済的支援）

第7条 町長は、隊員の活動に必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

2 町長は、隊員の活動に必要な住居、施設等について、別に定めるところにより、貸与するものとする。

3 町長は、前2項に定めるもののほか、隊員の定住に向けて必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において支援することができる。

（隊員の服務）

第8条 隊員は、その任期中は、原則として本町に住所を有していなければならない。ただし、やむを得ない理由があると町長が特に認める場合は、この限りでない。

2 隊員は、活動の状況を活動日誌（別記様式第1号）に記録しなければならない。

- 3 隊員は、毎月10日までに活動報告書（別記様式第2号）に前項の活動日誌を添えて、町長に提出しなければならない。
- 4 隊員は、職務に従事する場合は、常に身分証明書（別記様式第3号）を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、隊員の服務については、町長が任用するパートタイム会計年度任用職員の例による。

（隊員の勤務時間、休暇等）

第9条 隊員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり37時間30分を超えない範囲内で町長が定める。

- 2 前項に定めるもののほか、隊員の勤務時間、週休日、休憩時間、休日及び休暇については、町長が任用するパートタイム会計年度任用職員の例による。

（その他隊員の勤務条件）

第10条 第6条から前条までに定めるもののほか、隊員の勤務条件については、町長が任用するパートタイム会計年度任用職員の例による。

（町の役割）

第11条 町長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する各種調整
- (2) 隊員の活動終了後の定住支援
- (3) その他協力隊の円滑な活動に必要なこと。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月30日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第16号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第14号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 20 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 29 日規則第 56 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式第 1 号（第 8 条関係）

別記様式第1号(第8条関係)

活動日誌

厚岸町地域おこし協力隊
隊員氏名

月 日	曜日	活動場所	活動内容
月 日	日		
月 日	月		
月 日	火		
月 日	水		
月 日	木		
月 日	金		
月 日	土		
(特記事項)			

別記様式第 2 号（第 8 条関係）

別記様式第2号(第8条関係)

年 月 日

活動報告書(年 月分)

厚岸町長 様

厚岸町地域おこし協力隊
隊員氏名

今月の活動報告	
翌月の活動予定内容	
要望、意見等	

別記様式第3号(第8条関係)

(表)			
身 分 証 明 書			
写真 正面、脱帽にて 3ヶ月以内に撮 影したもの	氏 名 生年月日 年 月 日		
上記の者は、厚岸町地域おこし協力隊設置規則第3条に規定する地域おこし協力隊員であることを証明する。			
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 厚岸町長 印			

(裏)
注 意 事 項
1 この証明書は、職務に従事するときは常に携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。 2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを訂正してはならない。 3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に届け出なければならない。 4 この証明書は、退職したときは、直ちに返還しなければならない。

(表)

写真

氏 名

生年月日 年 月 日

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

厚岸町長 印

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証明書は、職務に従事するときは常に携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを訂正してはならない。
- 3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、退職したときは、直ちに返還しなければならない。